

# いわき市農業委員会第31回総会議事録

会長 草野庄一は、令和5年10月20日（金曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター3階大会議室にて開催した。

## 1 出席者（計33名）

### (1) 農業委員（21名）

1 木田 テイ子		21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明		
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

### (2) 事務局（12名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地調査係 主査	坂本 壮示
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

## 2 欠席者（計3名）

11 鈴木 理	22 大竹 公治
19 中根 まり子	

## 3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局  
(中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

草野会長、よろしく願いいたします。

議長  
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号11番鈴木理委員、議席番号19番中根まり子委員、議席番号22番大竹公治委員となります。

現在、委員24名中21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第31回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号17番箱崎寿正委員、議席番号18番鈴木義直委員、以上2名の委員に、お願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局  
(中村次長)

**【議案書2～3ページにより会務報告】**

議長  
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (赤津係長)	特に、取下げ、追案等はありません。
議長 (草野会長)	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</b></p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>議案説明書2ページをご覧ください。</p> <p>併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。</p> <p>番号1番につきましては、売買による所有権の移転、番号2番から番号6番につきましては、贈与による所有権の移転となります。</p> <p>このうち、番号1番が新規就農案件、番号3番、4番及び6番が同一経営体内での贈与による権利移動となります。</p> <p>以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。</p> <p>今月の3条申請面積につきましては、田 38,904 m<sup>2</sup>、畑 8,659 m<sup>2</sup>、合計 47,563 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>議案説明書3ページをお開き願います。許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、4ページでご確認ください。</p> <p>事務局からの説明は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
6番 藁谷委員	<p>番号1番の事案につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>続いて、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>番号2番から番号6番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。</p>

事務局  
(福田主査)

報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(浅川主査)

議案説明書の5ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の6ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は6ページから、「意見及び決定理由書」は1ページから、右下の欄に記載しております受付番号5056番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、平下大越、畑 145 m<sup>2</sup>、駐車場及び露天農作業場、所有権の移転です。

番号2番、山田町、田 1,449 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号3番、常磐下船尾町、田 2,292 m<sup>2</sup>、従業員・事業用駐車場及び資材置き場、所有権の移転です。

番号4番、四倉町上岡、田 1,242 m<sup>2</sup>、畑 229 m<sup>2</sup>、合計 1,471 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備、地上権の設定です。

番号5番、小川町上小川、田 368 m<sup>2</sup>、自己住宅建築、所有権の移転です。

番号6番、小川町上小川、田 237 m<sup>2</sup>、従業員駐車場、所有権の移転です。

番号7番、三和町上市萱、田 1,249 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号8番、三和町上市萱、田 1,121 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備、所有権の移転

事務局  
(浅川主査)

です。  
番号9番、三和町上市萱、田1,439㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。  
番号10番、田人町旅人、畑941㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。  
番号11番、久之浜町田之網、田1,344㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。  
番号12番、三和町渡戸、畑1,215㎡、伐採した木材の貯木場としての一時転用、賃借権の設定です。  
なお、番号12番については、許可申請後における施工業者への連絡ミスにより、許可を得る前に着工した経緯があるものの、事務局からの指導に従い、工事の中止及び農地への復元がなされている旨確認しております。  
以上12件、面積は、田10,741㎡、畑2,530㎡、合計13,271㎡となります。  
申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。  
説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

5番  
田子委員

初めに、番号12番について、事務局より、許可を得る前に着工していたとの報告を受け、工事の中止及び原状回復が行われているか現地を調査しましたが、工事を中止し、農地への復元がなされている旨確認したことから、特に問題ないものと考えます。  
それ以外の番号1番から番号11番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。  
報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。  
**【意見・質問なし】**  
ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声あり】**  
ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。  
**【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】**

事務局  
(府川係長)

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(千葉主事)

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は28ページから、「意見及び決定理由書」は27ページになります。

ご準備よろしいでしょうか。

説明に入ります前に資料の差し替えがございます。

議案説明書10ページの【議案第3号】農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、所在地番、変更事項、変更内容に誤りがあったため、修正したものを差し替えます。

番号1番、申請人の住所・氏名は、遠野町根岸、合同会社高木重機（代表者氏名は不表示）です。

申請土地の表示は、遠野町深山田です。

当該案件は、令和2年6月26日付け、いわき市農業委員会指令第5105号により許可を受けたものです。

当初の転用目的は、資材置場としての転用であり、今回の変更申請の内容は、「事業の工事期間の延長」です。

本案件は、盛土に利用する残土の提供が当初の計画より遅れていることから、計画変更を余儀なくされたものです。

申請内容は、「事業の工事期間の延長」について、変更前が、令和2年7月29日から令和5年7月31日まで、変更後が、令和2年7月29日から令和6年8月31日までとなっております。

当該案件については、施工中の事業計画変更であり、事業計画の変更後においても、周辺営農に影響を及ぼすものではないことから、計画変更を承認することについて、問題ないものと考えます。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局  
(千葉主事)

番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

議長  
(草野会長)

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(浅川主査)

議案説明書の11ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、ご説明いたします。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は30ページから、「意見及び決定理由書」は25ページから、右下の欄に記載しております受付番号5068番の案件となります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

まず、議案説明書の12ページをお開き願います。

申請地である小川町関場に対し、所有者である（氏名は不表示）を譲渡人として、①上空部分に太陽光パネルを設置する権利について、土地所有者から発電事業者へ設定する区分地上権設定のための農地法第3条の許可、②地上部分で営農を行う権利について、土地所有者から営農者へ設定する権利の移動のための農地法第3条の許可、③上部太陽光パネルの支柱部分を非農地として一時的に転用するため、土地所有者から発電事業者へ支柱部分を転用するための権利を設定する農地法第5条の許可、この3つの許可を同時に得る必要があり、番号1番及び3番が株式会社東名を、番号2番が株式会社アグリサスをそれぞれの譲受人として申請されております。

申請農地での栽培作物については、太陽光パネル下部において榊を、それ以外の箇所において桜を栽培する計画となっております。

申請内容を審査した結果、太陽光発電設備部分に限っては、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」は満たしているものの、申請農地の現況が、農地法第3条第1項の許可において、許可することができない場合として規定している同条第2項第1号に該当するのではないかとの疑義がございますので、その内容をご説明します。

事務局  
(浅川主査)

ここからは、お手元の資料6をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

資料1ページ目、まず申請農地の現況についてですが、写真のとおり申請地全体に人の背丈以上の雑草や灌木が繁茂しており、一部には竹も確認されました。

この現況から、申請地には既に農地性がなく、申請内容のとおり営農することはできず、農地の全てを効率的に耕作することはできないと、事務局では判断しております。

また、営農型太陽光発電設備については、通常、一時転用期間が3年を上限とするところ、荒廃農地を復元する場合には、最長10年まで期間を延長することが可能ですが、提出された5条許可申請書に添付されていた有識者からの意見を求める書類には、荒廃農地を復元する旨の記載があるものの、具体的にどのように荒廃農地を復元するかを確認できる記載は、3条許可・5条許可、いずれの申請書にもございませんでした。

なお、本3条許可申請・5条許可申請については、事務局との事前相談を経ず、申請書類が郵送されてきたものを受理し、その内容を審査しております。

資料2ページ目、こちらは5条許可申請に添付された土地利用計画図です。

太陽光パネル設置箇所の周囲に、広くメンテナンススペースを設ける計画となっておりますが、当該箇所は農地法第3条の許可により農地として権利を取得する箇所であり、農地として利用しないことが明確な計画であることから、効率的な耕作ができないと事務局では判断しております。

また、補足となりますが、申請農地での営農のため、農地法第3条の許可を申請している株式会社アグリサスが耕作の権利を有する農地、これが市内に4箇所ございます。

これらの農地について、現在の営農状況を確認したところ、「問題があるのではないか」との意見があった箇所が2件ございましたので、併せて説明させていただきます。

資料3ページ目、こちらは本年4月26日に許可を得た、小名浜上神白地内の農地です。

9月6日に実施された小名浜・常磐地区の農地パトロールの際は、太陽光パネルのみが設置されており、その下部での営農は確認できませんでしたが、10月12日に実施された現地調査の際には、パネル下部に榊が植えられていました。

ただし、土壌改良や畝の形成などの農地の改良を行った形跡はなく、従前の田として使用されていたと思われる平坦な土地に直接植え付けされており、このままでは水はげが悪く、根腐れを起こすと思われる、「このような状態を営農と言えるのか」との意見がございました。

なお、提出された申請書に添付されている資料には、「榊は多くの水を必要とし、雨水を活用する」旨の記載がございましたが、当該資料に添付されていた写真では、畝が形成され、農地面にはマルチを貼り雨水を貯めて



事務局  
(浅川主査)

いる状態であり、このように平坦な土地に植え付けている状態はございませんでした。

資料4ページ目、また定植状態確認のため、現地の苗を軽く引っ張ったところ、特に抵抗もなく写真のように引き抜け、「植えた」というよりも「置いた」との印象を受けるものでした。

資料5ページ目、こちらは本年7月26日に許可を得た、小川町関場地内の農地です。

パネルは設置されているものの、下部は雑草が繁茂し、速やかに営農できるとは判断しづらい状況でした。

これら、申請農地及び他の耕作する権利を有する農地の状況並びに現地調査委員の報告内容を踏まえ、許可の可否についてご審議いただきますようお願いいたします。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

7番  
遠藤委員

番号1番から番号3番について、現地を調査した結果を報告します。

まず、番号2番についてですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請地全体の農地性がない状態であること、土地の利用計画において、農地を農地以外の用途で使用すると判断されることから、申請地において効率的な耕作を行うとは判断することができず、不許可相当と判断します。

また、番号1番及び番号3番については、番号2番の許可が前提となり、その前提が不許可相当であることから、番号1番及び番号3番についても不許可相当と判断します。

報告は、以上です。

会長  
(草野会長)

只今の報告では、番号2番の被設定人の既存の営農状況が、農地法第3条第2項第1項に該当することから、不許可とすることが相当である。

また、これにより番号1番及び番号3番についても、許可の前提が満たされなくなることから、不許可とすることが相当であるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

確認して頂きたいのですが、このアグリサスさんは、榊の出荷実績があるのか。

そこがちょっと気になるところなので、もし出荷する気がないのに許可申請を出しているというのなら、問題があると思います。

そののところが調べて頂きたいと思います。

事務局  
(福田主査)

株式会社アグリサスについてですが、委員の皆様にご馴染み深い名称で申し上げますと、太陽光発電設備の設置会社である株式会社アースコムと代

事務局  
(福田主査)

表者が同一の企業となっております。

皆様もご存知のとおりですが、市内であれば山玉町、渡辺町において営農型太陽光発電設備を設置している株式会社彩の榊、株式会社アースコムとの繋がりがある事業者です。

我々が得ている情報ですと、いわき市と同様に、双葉郡においても申請が多く出ているといった情報を掴んでおります。

しかし、申請が始まったばかりで、出荷販売等には至っていない状態です。

場合によっては、今後、営農状況をきちんと確認していかないと、生田目委員が危惧されるような、発電のための言い訳になり兼ねないと事務局でも考えております。

今後も注視して行くべきであると、認識しております。

20番  
坂本委員

株式会社彩の榊さんと、株式会社アースコムさんの関係ですが、私が聞いた話ですが、いわき市の審査が結構厳しいということで、南相馬市へ進出していると聞いております。

原発事故の影響で営農者が少ないということで、かなりの数の申請が上がっており、地元の方からすると迷惑になってきていると聞いております。

この業者さん、ちょっと問題かなと思っています。

議長  
(草野会長)

今、坂本委員から南相馬市の事例のお話がありました。

これは余談になりますが、福島県常設審議委員会での話しですが、株式会社彩の榊と太陽光発電業者の株式会社エコスタイル、この組み合わせで申請を受けた農業委員会を確認したら、全国で約700カ所の申請があるとのことでした。

また、今後6,000カ所に進出予定だという話も聞いております。

確認した地域としては、福島、茨城、静岡、岡山、広島、山口など、全国的に進出予定であるとのこと。

今後は、経済産業省との話し合いになると思いますが、いわき市農業委員会においても、過去に許可したものが非常にずさんな管理をしているということも発覚しております。

そういった現状の報告も併せて、もっと大きな組織で話し合いが進むようになると思います。

ただ、今回の事案に関しては、今のような事例も含めながら、いわき市農業委員会として判断すべきだと思っております。

では、ここまで出た意見を踏まえ、事務局としてはどう判断するのか、発言をお願いします。

事務局  
(府川係長)

只今、委員の皆様から出た質問につきましては、担当からお答えしたとおり、今後も注視していくことになると思います。

本議案で提出された申請に係る許可の判断につきましては、農地法の第3条2項第1号に該当するため、許可できないものと考えております。

議長  
(草野会長)

只今の事務局の発言について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、現地調査担当委員の報告のとおり、不許可とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」は、不許可といたします。

次に、議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(鈴木主査)

資料の13ページをお開きください。

それでは、議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」、説明いたします。

資料の15ページをお開きください。

いわき市農用地利用集積計画書の内容について説明します。

第6号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案です。

実施地区は、平、借り手1名、貸し手4名、対象筆数、田8筆、面積、田5,770㎡となっております。

なお、資料16ページ以降の詳細な説明は、省略させていただきます。

以上、第6号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条及び第10条の要件を満たしていると考えます。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(鯨岡係長)

議案書の9ページをお開き願います。  
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】  
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(坂本主査)

本日お配りしている資料1をお開き願います。  
非農地の判断について、説明致します。  
番号1番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野化している農地について、非農地判断を行うものです。  
今般、非農地判断することについて、地権者及び農業委員の申出があり、地権者からの合意を得られたことから、その判断をお諮りするものです。  
現地調査については、定例の現地調査で実施しております。  
10月分は、畑1筆、609㎡、合計1筆、609㎡です。  
現地の様子については、この後、前面のモニターに投影させていただきます。  
説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長  
(草野会長)

只今事務局より、議案第6号について、説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

8番  
佐川委員

番号1番について、現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況であります。  
非農地化することに関しては、特段、問題ありません。  
報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。  
【意見・質問なし】  
ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

ここで、報告第1号に入る前に、10分間の休憩を取ります。  
14時45分まで休憩といたします。

【10分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。  
報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の10ページをお開き願います。  
【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定によ

事務局  
(府川係長)

る届出について)を説明】

それでは、議案説明書の21ページから25ページをお開き願います。

今月の報告件数は19件、権利の移動理由はすべて「相続」です。

権利の取得面積は、田43,398.05㎡、畑32,972.00㎡、合計76,370.05㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について)を説明】

議案説明書の27ページから28ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、転用面積は、田0㎡、畑433㎡、合計433㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について)を説明】

議案説明書の29ページから34ページをお開き願います。

今月の報告件数は20件、転用面積は、田7,252㎡、畑4,991㎡、合計12,243㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の35ページから36ページをお開き願います。

ここで資料の訂正をお願いいたします。

36ページの番号4番の下が空欄となっておりますが、正しくは、番号5番となりますので、訂正をお願いいたします。

では、報告いたします。

今月の合意解約件数は5件、面積は、田8,371㎡、畑5,879㎡、合計14,250㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

議長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

次に、協議事項に入ります。

我々の同志である長瀬紘さんが、任期を10ヶ月残しながら、亡くなりました。

非常に残念です。

それでは、「(1)いわき市農地利用最適化推進委員の欠員について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(赤津係長)

本件につきましては、去る令和5年8月19日に長瀬紘推進委員が逝去されたことに伴い、欠員となった推進委員の補充の可否についてご協議いた

事務局  
(赤津係長)

だくものです。

お手元の資料2をご覧ください。

資料の1ページには関係法令等（推進委員の委嘱、定数、選任に関する規程）を記載しております。

下線の部分について、説明いたします。

まず、農業委員会等に関する法律、第17条、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下、推進委員）を委嘱しなければならない。

2つ目としまして、農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。

3つ目に、推進委員は、農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行わなければならないとしております。

次に、いわき市農業委員会の委員等の定数を定める条例につきましては、農地利用最適化推進委員の定数は32人としております。

次に、いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規定抜粋です。

まず第3条としましては、3つほど、募集の方法を記載しております。

1つ目に、個人からの推薦。

2つ目に、農業者が組織する団体またはその他の団体からの推薦。

3つ目に、一般募集としております。

第6条に移りまして、農業委員会は、評価委員会の意見の報告を尊重し、推進を委嘱するものとしております。

第7条で、農業委員会は罷免失職及び辞任等により、推進委員に欠員が生じたときは、この規程に定める手続きに基づき、速やかに推進委員を補充するよう努めるものとしております。

2ページ目をご覧ください。

これらを踏まえまして、一番に欠員推進委員の対応についてですが、推進委員に在任期間内の欠員が生じた場合は、いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規定に定める手続きに基づき、速やかに推進委員を補充するよう努めるとされております。

次に、今後の農業委員、推進委員委嘱のスケジュールについて記載しております。

本総会で欠員補充すると決した場合、スケジュールは、次のとおりと想定されます。

なお、第18期農業委員、推進委員選任の準備も同時期に実施することになるため併せてスケジュールをお示ししております。

まず、表の上の部分、欠員委員の委嘱となっておりますが、こちらは欠員となった推進委員の補充をする場合の、最短スケジュールとなっております。

今回の総会で補充をするよう決した場合は、11月から募集を始めるような形になり、12月に評価委員会、12月の総会で人事案上程、1月委嘱、活動開始が1月から任期の7月まで、約6カ月間となります。

事務局  
(赤津係長)

次に、下段になりますが、18期の委員の選任についてです。

こちらは11月から動き始まりまして、募集要項の作成となります。

12月に全員協議会にて、募集要項の説明を行い、各団体への推薦依頼、JA支店別説明会での説明となります。

年明けの1月から2月までが募集というような形になります。

実際の受け付けは、2月に実施することで予定しております。

年度が変わりまして、4月に評価委員会を約2カ月間かけて行いまして、その結果を選任案として総会にて協議し、第18期農業委員会総会で推進委員の決定というような流れになっております。

次に、推進委員に欠員が生じる場合の対応につきましてですが、第17期の任期が残り9カ月程度であり、且つ、第18期の募集が年明けにも始まり

ます。また、募集から委嘱までに日数を要することから、早くて1月に委嘱が可能と考えた場合、任期が6カ月です。

これは、先ほど説明させて頂いたとおりになります。

これらの事情を踏まえ、本来速やかに推進委員を補充するよう努めなければなりません。第18期農業委員会の発足まで欠員のままとすることについて、関係機関に確認を行いました。

3ページをご覧ください。

国の機関、東北農政局、それと福島県農林水産部の見解として確認させて頂きました。

東北農政局の回答になりますが、下線部、太字をご確認ください。

推進委員の欠員が生じたことにより、速やかに委員を委嘱することが適当ですが、一時的に他の推進員等の活動により補完することが可能である。

この場合には、次の改選期である来年7月まで、後任の推進委員を委嘱しないという方法も考えられる。

ただし、年度当初に公表した農業委員会の最適化活動目標は変更できないことから、後任の推進委員を委嘱しない場合には、他の委員へ目標を振り直して頂くと共に、実績については、前任者と他の委員とで、按分して整理して下さいというような見解でした。

次に、県農業会議の見解となります。

下線部の説明では、いわき市農業委員会の判断で問題ないということでしたが、本来、速やかに委員を委嘱するのが望ましいと考えており、農業委員会として選任・委嘱を行わず、次期改選に合わせるという考え方もできる。

いわき市農業委員会の判断で問題ない。

これらのまとめとしまして、四角の部分がありますが、農政局、県農業会議とも委員を委嘱することが適当、望ましいという立場ではございますが、本市農業委員会の事情を鑑み、委嘱しない方法も考えられるという見解でございます。

また、最適化活動については、欠員委員分を他の委員へ目標を振り直し、実績は前任者と他の委員とで案分することとしています。

事務局  
(赤津係長)

次に、平1区地区審議会委員の意見でございます。

10月16日月曜日に開催した平1地区審議会におきまして、推進委員の補充についての協議を行いました。

意見については、次のとおりになります。

1つ目ですが、在任期間を考えると、委嘱をしなくてもよい。

2つ目に長瀬紘推進委員の担当地区については、根本敏夫推進委員が兼任し、利用状況調査、利用意向調査、目標値の素案作成等の業務は平1区の推進委員、農業委員全体で補佐しながら行いたいというような意見となっております。

これらの状況を踏まえ、欠員の対応については、平1区地区審議会の意見を尊重して推進委員の補充をせず、最適化活動については、国の指示に基づき、目標値の振り直し、実績の按分で対応したく協議をお願いします。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、説明がありました。

これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

今回の、農地利用最適化推進委員の欠員については、説明のとおり、次期改選にかかる委員選任のスケジュールを考慮すると共に、平1区地区審議会の意見などを踏まえて、委員の補充は行わず、担当地区の活動を他の委員で補完することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、そのような対応といたします。

次に、「(2)令和6年いわき市農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(鹿内主査)

事務局から説明します。

資料3「令和6年いわき市農作業労働賃金標準額について」を、ご覧ください。

また、前回使用した「検討資料」についても、お手元にご用意ください。事務局からは、前回の「協議結果」について、報告いたします。

資料の右側が、「協議結果」になります。

読み上げますので、ご確認ください。

新規項目として、「播種・芽出苗」を追加、標準額540円、単位1箱、摘要欄に「配送料を含む」を記載。

続いて、間6項目挟んで、「代かき」、6,700円から6,900円、200円の増。

「田植え」、6,500円から6,500円、増減無し。

正し、摘要欄の「薬剤等の場合、500円増し」に、「カッコ、1剤あたり」の文言を追加。

「防除ドローン以外」、900円から900円、増減無し。

「防除ドローン」、1,500円から1,500円、増減無し。



事務局  
(鹿内主査)

「あぜ草刈」、3,000円から3,000円、増減無し。  
「コンバイン」、28,000円から30,000円、2,000円の増。  
コンバインの内訳として、「刈り取り」、17,000円から19,000円、2,000円の増。  
「乾燥」、8,000円から8,000円、増減無し。  
「運搬」、3,000円から3,000円、増減無し。  
また、新規追加の要望があった「乾燥調整後の玄米の運搬費用」につきましては、「運賃」としての特出しは、しないとしたところです。  
資料の裏面、2ページの下段、標準額に「設定しない」作業項目に追加しておりますので、ご確認ください。  
前回の協議結果については、以上です。  
なお、福島県の最低賃金が改定されております。  
資料の2ページ中段に掲載しております。  
1時間あたり858円から900円、42円の増となりましたので、ご承知おきください。  
次に、本日検討する作業項目ですが、検討資料の18ページ「もみ摺」から、最終項目となります、31ページ「山林作業の機械作業」までの全14項目をご協議願います。  
事務局からは以上となりますが、本日「検討資料」をお忘れの方は、予備がございますので、申し出てください。  
お配りいたします。  
説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、説明がありました。  
これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。  
**【意見・質問なし】**  
それでは、第3回目の協議に入りますが、前回、鈴木理委員から、もっと真剣に取り組みなさいとのお話がありました。  
勿論、真剣に協議されていると思いますが、ただ、慣れという部分もあります。  
今一度初心に帰って、アンケートを主体に、委託者と受託者の間に入って協議を進めて参りましょう。  
では、検討資料の18ページ、前回先送りとした「もみ摺」から、協議を再開いたします。  
令和5年は、30kgあたり350円としているところです。  
見直し案の回答額が、平均額365円、最高額400円、最低額350円となっております。  
主な意見としては、もみ殻の処分費用も考慮という意見がございました。  
なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。  
こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

前回もお話しましたが、もみ殻の処分も含めて400円にというお話をしました。

あと、付随してお話したいのですが、今年の米価が大分回復して、1俵1,700~1,800円ぐらいに値上がりしました。

それを反映する形でも、ある程度底上げをして欲しいという希望があります。

一律にとっ言っていましたでしたがそうは行かないので、上げててもよいと思うものであれば、値上げをして頂きたい。

底上げをしない限り、新規就農者に対して、重荷になります。

就農したいと思っても、値段が安くてはやりたくないという方も出てくると思います。

そういう方がなるべく就農できるよう、底上げをして頂きたいという思いがありますので、よろしく願いいたします。

議長  
(草野会長)

赤字になる理由っていうのも必要だからね。

現在の価格の350円で赤字になるという、それはどういうところから来ているのか、根拠も必要になってくる。

確かに受託側にすれば、値上げしたいというのは当然なのだけでも、委託側にすれば、極力勉強してほしいというのが本音です。

生田目委員も当然理解しての発言ですから、これもひとつの意見としてお聞きします。

そのほか、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

すみません、もうひとつなのですが、「もみ摺・色彩選別機同時」のこともあったので、どちらかの値上げをして頂きたいと思います。

前回も言いましたが、「色彩選別機」に関しては、ライン上でも1袋100円、相当安いです。

機械代に対して、費用が相当安いです。

この値段では、導入したくないという方も増えると思います。

「もみ摺」を350円に固定するのであれば、「色彩選別機」を値上げして頂きたいと思います。

議長  
(草野会長)

「もみ摺・色彩選別機同時」の場合の希望額は、いくらですか。

12番  
生田目委員

「色彩選別機」は、単独では300円ですが、「もみ摺・色彩選別機同時」も出来れば200円という形がいいのですが、いきなり倍というわけにもいれないと思いますので、50円アップの150円ということで、お願いしたいです。

議長  
(草野会長)

ということは、「もみ摺・色彩選別機同時」を、450円から50円アップの500円とすることで良いですか。

12番  
生田目委員

はい。  
お願いいたします。

議長  
(草野会長)

「色彩選別機」を揃えると、費用はいくら掛かるのか。

12番  
生田目委員

「色彩選別機」の本体だけでは、動きません。  
コンプレッサーが必要です。  
コンプレッサーもエアドライヤー付きか、別途エアドライヤーという空気の水分を除去する装置も必要です。  
パッケージ型（一体型）で、約70～80万円、もう少し高いかもしれません。  
本体が240～250万円。  
トータルで300万円を優に超えます。  
ちなみに、「もみ摺機」は、200万円までしません。

議長  
(草野会長)

補助事業の活用はどうなのか。

12番  
生田目委員

補助事業についてですが、米農家に関しては、昨今ICT活用事業ということで、圃場毎の様々なデータを残すために、福島県がデータに対応した機械の導入を推進しております。  
私もデータを肥料設計に活かすために、コンバインを導入いたしました。  
補助事業は中古では駄目なので、新車で購入しました。  
私の場合、1,000万円以上、コンバインに払いました。  
安くない投資です。  
ただ、それに見合う効果もあると思っております。  
そういう所を鑑みると、受託者の苦勞もご理解頂けるのかなと思います。

議長  
(草野会長)

わかりました。  
ちなみに、他市町村の「同時」の金額設定の状況を見てみますと、福島・郡山・田村・相馬・南相馬いずれも金額の設定はありませんね。

17番  
箱崎委員

他市町村では、「同時」に関係なく、300円程度の金額設定なのだと思います。  
ですから、「同時」になると100円というのは、大分安いです。  
また、受託者の間では、安いからあまりやりたくないという話しも聞こえて来ます。  
別に色彩選別機を通さなくても、「もみ摺」は出来ます。  
今年は状況があまりよくないので、「色彩選別機」の依頼も多いですが、普段ですと「色彩選別機」は要らないというのが普通です。  
普段やらないものであれば、少々値段が高くて仕方がないと思います。

20番 坂本委員	他市町村に料金設定のない「同時」を、いわき市だけが設定しているのも変なので、「もみ摺」と「色彩選別機」だけにしたらいかがでしょうか。
議長 (草野会長)	<p>そういう意見もございます。</p> <p>ただ、「もみ摺・色彩選別機同時」があることで、「もみ摺」と「色彩選別機」を別々にやるより安くなります。</p> <p>委託者の立場になれば、ありがたいことです。</p> <p>この意見に対して、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>では、生田目委員から意見のあった、「もみ摺・色彩選別機同時」の50円アップについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。</p>
12番 生田目委員	<p>私は、出来れば全て値上げをして頂きたいです。</p> <p>しかしながら、あれもこれもという訳には行かないので、「もみ摺・色彩選別機同時」の50円アップをお願いしました。</p> <p>正し、来年の協議の場で、前回値上げしたから、今回はしないというような判断はしないで欲しいです。</p> <p>そういう判断は困ります。</p> <p>毎年状況は変わります。</p> <p>燃料代、電気代、機械代が高騰しています。</p> <p>それを考慮しないのはおかしいと思います。</p> <p>受託者がおかれている状況は大変厳しいものです。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長 (草野会長)	<p>前回値上げしたから、今回はしないとは言っていないからね。</p> <p>どうですかとお諮りしている訳だから。</p> <p>これはあくまでも標準額だからね。</p>
12番 生田目委員	<p>安い基準額というのはおかしいです。</p>
議長 (草野会長)	<p>機械に係る経費などを詳細に計算して、この場で協議していくというのは大変な作業となります。</p> <p>あくまでも前例を踏襲した形で、値段を決めていくというのが今までの慣例です。</p> <p>ただ、それでも納得がいけないという意見もあります。</p> <p>それは、私も十分に理解しております。</p> <p>しかしながら、値段を決めない訳には行きません。</p> <p>「もみ摺」、令和5年と同額の350円。</p> <p>「色彩選別機」、令和5年と同額の300円。</p> <p>「もみ摺・色彩選別機同時」が、令和5年の450円から、50円アップの500円という案が、協議した中では妥当な線と考えます。</p>

議長  
(草野会長)

これらについては、相対での契約の基準額。  
様々な状況下で、当然、値段も上がることがあるでしょう。  
それ自体は、問題のないことです。  
また、今年上げたから来年は上げない。  
今年上げなかったから、来年は上げるというものでもありません。  
来年はまたその状況により、協議するべきと考えます。  
これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。  
「もみ摺」の標準額が、令和5年と同額の350円。  
「色彩選別機」の標準額が、令和5年と同額の300円。  
「もみ摺・色彩選別機同時」の標準額が、令和5年の450円から、50円アップの500円とすることで、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「もみ摺」の標準額を350円、「色彩選別機」の標準額を300円、「もみ摺・色彩選別機同時」の標準額を500円とします。  
次に検討資料の21ページ、「くず米」について、協議いたします。  
令和5年は、30kgあたり100円としているところです。  
見直し案の回答額が、平均額121円、最高額200円、最低額100円となっております。  
主な意見はなし。  
他市町村の設定額もございません。  
こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。  
「くず米」については、令和5年標準額の100円で据え置くことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「くず米」の標準額を100円とします。  
次に、検討資料の22ページ、「畑作業耕起」について、協議いたします。  
令和5年は、10aあたり5,800円としているところです。  
見直し案の回答額が、平均額6,021円、最高額6,500円、最低額5,800円となっております。  
主な意見としては、水田の耕起と同レベルとしないという意見がございました。  
なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。  
こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

「水田耕起」を6,000円に値上げしておりますので、「畑作業耕起」も6,000円にしてはいかがでしょうか。

20番  
坂本委員  
水稲以外に、畑作も行っているのですが、「畑作業耕起」とは、雑草が繁茂しない程度のロータリー耕なのか、内容によっては、作業時間も大分変わってきますので、どの程度の作業内容なのか、いつも疑問に思っております。

議長  
(草野会長)  
状況によって作業項目を細分化すると煩雑になるだけなので、やはり坂本委員の疑問の部分は、相対での契約の際、状況により相談して決めるべきと思います。

あくまでも、基準額でありますから。  
よろしいですか。

20番  
坂本委員  
はい。

議長  
(草野会長)  
そのほか、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「畑作業耕起」の標準額を、「水田耕起」の標準額改定を踏まえ、6,000円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「畑作業耕起」の標準額を6,000円に改定します。

次に、検討資料の23ページ、「果樹園作業薬剤散布」について、協議いたします。

令和5年は、10aあたり2,500円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額2,766円、最高額3,000円、最低額2,500円となっております。

主な意見は、ございませんでした。

他市町村の設定額もありません。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

18番  
鈴木(義)  
委員  
「果樹園作業薬剤散布」は、全然金額が変わっておりませんでした。私の地区は、梨農家さんが多いので聞いてみました。聞いてみると、自分でやっている方が多くて、機械の調子が悪い時だけ委託する。

ほとんど受託作業はないと聞きました。

値段的にどうなのか質問しましたが、傾斜地が多いので、平地のようには行かないとのこと。

ずっと2,500円だったので、そういった状況も考慮して、3,000円ではどうでしょうか。

議長  
(草野会長)

確かに傾斜地ですから、危険性も高くなります。  
安全面についても、十分に配慮しなければなりません。  
そのほか、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「果樹園作業薬剤散布」の標準額を、傾斜地の状況も踏まえ、3,000円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「果樹園作業薬剤散布」の標準額を3,000円に改定します。

次に、検討資料の24ページ、「トラクターモアによる草刈り」について、協議いたします。

令和5年は、1時間あたり7,000円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額7,470円、最高額8,000円、最低額7,000円となっております。

主な意見は、ございませんでした。

他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

18番  
鈴木（義）  
委員

私の地区にもハンマーナイフモアを持っている業者がかなりいまして、7,000円ではちょっと安いという話を聞きました。

機械代が高くなったことも問題ですが、やはり危険作業だということで作業スピードが上げられないという話を聞きました。

田村市の標準額10,000円というのは、随分高いなと思いますが、今、農道とか遊休農地の草刈作業が増えて来ておりますので、私は8,000円が妥当ではないかと思えます。

2番  
四家（誠）  
委員

実は、私もトラクターモアによる草刈りをやっておりますが、平地は問題ありませんが、斜面になりますと、胃袋が痛くなるような作業を行うことも度々です。

私も鈴木義直委員の意見と同様に、8,000円が妥当であると考えます。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「トラクターモアによる草刈り」の標準額を、危険作業であることを踏まえ、8,000円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「トラクターモアによる草刈り」の標準額を8,000円に改定します。

次に、検討資料の25ページ、「水田作業（手作業）」について、協議いた

議長  
(草野会長)

します。

ここからは、「雇用労働作業」の項目となります。

令和5年は、8時間あたり7,000円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額7,470円、最高額8,000円、最低額7,000円となっております。

主な意見としては、最低賃金改定予定のため値上げを、時給1,000円は最低限という意見がございました。

他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

20番  
坂本委員

この「水田作業（手作業）」は、田植え機やコンバインの作業が終わったあとの、手植えや手刈りのことですよね。

単位が8時間となっていますが、8時間もやったら相当な手作業になると思われまして、そんなことはないと思います。

1時間単位のほうが良いと思います。

議長  
(草野会長)

私も1時間単位のほうが良いと思います。

12番  
生田目委員

福島県の最低賃金が900円になったのと、これ8時間あたり7,000円というのは、移動費（通勤手当）は含まれていませんよね。

それを含めて考慮するならば、最低賃金の900円では安いのかなと思います。

雇用する側として考えると、そこは大事だと思います。

移動費（通勤手当）を含むか、含まないか、そのところを協議して頂きたいと思います。

議長  
(草野会長)

移動費（通勤手当）となると、家が近い人や遠い人もいます。

それを一律で含めるのは、難しいと思います。

これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

1番  
木田委員

「水田作業（手作業）」は、農作業の補助的な作業で、田植えや稲刈りの最中は、見ているだけです。

それなのに、1時間いくらというのは、おかしい気がします。

通勤手当とか、そういうようにあまり細かくしないで、1日いくらとしたほうが良いと思います。

議長  
(草野会長)

1時間単位と1日単位の2つのご意見が出ました。

これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。



23番  
木幡委員

雇用労働作業ということで、労働基準法とか様々なところに引っかかるだろうというお話かと思います。

そうすると、今、基準額を1,000円に上げるとすると、8時間勤務とした場合、日当で8,000円、時給にしても1,000円で、8時間働けば8,000円。

それほど変わりません。

そうすると、木田委員がお話になったような待機時間っていうのは、基本的に労働時間に含まれますので、仕事しないでその準備をして待っているという時間も労働の点から言えば、労働時間に含まれます。

であれば、ちょっとした作業で、2時間とか3時間で終わるのであれば、1時間単位だと総額で3000円になるという。

非常に理屈っぽい言い方ですけど、その方が仕事としての合理性、仕事の対価としての合理性はあると考えます。

2番  
四家（誠）  
委員

私は、貸し切りバスの運転手をやっております、時間給で頂いております。

というのも、バスを運転するだけが仕事ではなくて、拘束されている時間も仕事だということで、手当を頂くことになっております。

農業も一緒じゃないでしょうか。

議長  
（草野会長）

では、1時間あたり1,000円とすることで、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「水田作業（手作業）」の単位を1時間あたりとし、標準額を1,000円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「水田作業（手作業）」の標準額を、1時間あたり1,000円に改定します。

次に、検討資料の26ページ、「水田作業（機械作業）」について、協議いたします。

令和5年は、8時間あたり10,000円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額10,833円、最高額12,000円、最低額10,000円となっております。

主な意見としては、最低賃金改定予定のため値上げを、燃料代高騰という意見がございました。

他市町村の設定額については、設定額がございません。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

先ほど、同じ雇用労働作業の「水田作業（手作業）」が1時間単位となりました。

12番 生田目委員	この「水田作業（機械作業）」以降の項目も、統一して1時間単位とすることよろしいでしょうか。
議長 (草野会長)	そうなりますね。
12番 生田目委員	そうなりますと、現在の標準額の10,000円を8時間で割ると、1時間あたり1,250円になります。 「水田作業（手作業）」を値上げしておりますので、「水田作業（機械作業）」も50円アップの1時間あたり1,300円が妥当であると考えます。
6番 藁谷委員	オペレーターは、1時間では終わらないよ。 1日近くかかるだろう。
議長 (草野会長)	確かにオペレーターは1時間では終わらないですが、逆に丸1日かからないこともありますので、ここは1時間単位のほうが運用し易いのかと思います。
12番 生田目委員	単位は、以前も統一されていたので、できれば統一したほうが見やすいと思います。
議長 (草野会長)	では、単位を統一して1時間あたりとして、標準額を1,300円とすることで、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 <b>【意見・質問なし】</b> ご意見がないようですので、お諮りいたします。 「水田作業（機械作業）」の単位を1時間あたりとし、標準額を1,300円とすることに、ご異議ございませんか。 <b>【「異議なし」の声あり】</b> ご異議なしと認め、「水田作業（機械業）」の標準額を、1時間あたり1,300円に改定します。 次に、検討資料の27ページ、「畑作業」について、協議いたします。 令和5年は、8時間あたり7,000円としているところです。 見直し案の回答額が、平均額7,758円、最高額9,000円、最低額7,000円となっております。 主な意見としては、最低賃金改定予定のため値上げをとという意見がございました。 他市町村の設定額については、記載のとおりです。 こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
6番 藁谷委員	こちら「水田作業（手作業）」と同じで、1時間あたり1,000円で良いと思います。

議長  
(草野会長)

はい。

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「畑作業」の単位を1時間あたりとし、標準額を1,000円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「畑作業」の標準額を、1時間あたり1,000円に改定します。

次に、検討資料の28ページ、「果樹園作業（整枝剪定）」について、協議いたします。

令和5年は、8時間あたり10,000円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額10,600円、最高額11,500円、最低額10,000円となっております。

主な意見としては、最低賃金改定予定のため値上げを、高齢化という意見がございました。

他市町村の設定額については、設定額がございません。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

6番  
藁谷委員

こちら「水田作業（機械作業）」と同じで、1時間あたり1,300円で良いと思います。

議長  
(草野会長)

はい。

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「果樹園作業（整枝剪定）」の単位を1時間あたりとし、標準額を1,300円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「果樹園作業（整枝剪定）」の標準額を、1時間あたり1,300円に改定します。

次に、検討資料の29ページ、「果樹園作業（果樹一般作業）」について、協議いたします。

令和5年は、8時間あたり7,000円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額7,636円、最高額8,200円、最低額6,900円となっております。

主な意見としては、最低賃金改定予定のため値上げを、高齢化、時給1,000円は必要という意見がございました。

他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

6番  
藁谷委員

こちら「畑作業」と同じで、1時間あたり1,000円で良いと思います。

議長  
(草野会長)

はい。

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「果樹園作業(果樹一般作業)」の単位を1時間あたりとし、標準額を1,000円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「果樹園作業(果樹一般作業)」の標準額を、1時間あたり1,000円に改定します。

次に、検討資料の30ページ、「山林作業(手作業)」について、協議いたします。

令和5年は、8時間あたり9,000円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額9,290円、最高額10,000円、最低額9,000円となっております。

主な意見は、ございませんでした。

他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

18番  
鈴木(義)  
委員

「山林作業(手作業・機械作業)」については、他市町村を見ても、田村市が手作業のみを設定しているだけです。

元々、農作業労働賃金表ですから、「林業」については、削除しても良いのかと思います。

6番  
藁谷委員

これは、森林組合との兼ね合いもあるのではないかと。

18番  
鈴木(義)  
委員

藁谷委員の言うとおりで。

ですから、「林業」については、森林組合に任せるべきだと思います。削除したほうが良いと思います。

20番  
坂本委員

私たちは、農業委員会ですから、農地の水田や畑が専門です。

鈴木義直委員の言うとおりで、削除したほうが良いと思います。

議長  
(草野会長)

山林作業と言えば、油座盛明委員が林業のウェイトが高い農業委員ですから、今の山仕事の現状などについて、お話し頂ければと思います。

9番  
油座委員

現在、森林作業は、そのほとんどを業者に委託しております。

下刈り、植林及び伐採などは、業者がしております。

9番  
油座委員

個人的に組合の仲間達で作業する時には、金額の設定はしておりません。

17番  
箱崎委員

私の近所で山仕事を請け負っていた方がいるのですが、事故に遭って大怪我をいたしました。

そういった危険を伴う作業ですので、我々の標準額表には、入れないほうが良いと思います。

専門の方にお任せしたほうが、良いと思います。

議長  
(草野会長)

はい。

それでは、「山林作業（手作業・機械作業）」については、標準額表から削除するという事で、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

「山林作業（手作業・機械作業）」については、林業であることから、削除することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「山林作業（手作業・機械作業）」を、削除いたします。

以上で、協議は終了となります。

3回の協議の中で、様々な意見が出ました。

自分の意見もそうですが、あとはいかに情報を集めるか。

やはりアンケートが大事だと思います。

また、コンバインの刈り取り、乾燥及び調整、この3つに関しては、ある程度試算しなければならない。

なんでもそうですが、燃料費、人件費及び諸経費、年間どのぐらいなのか、そういったデータも出して置かなければならないと考えます。

次回、反映できればと思います。

12番  
生田目委員

今、議長のおっしゃった機械の費用に関してなんですが、固定費プラス燃料費等はランニングコストに入ります。

ランニングコストには修理代、整備代も含まれます。

大型コンバインですと、年間100万円の整備代がかかる方もいます。

そこも含めて、全部試算して頂きたいと思いますので、よろしく願います。

議長  
(草野会長)

そうだね。

あとは、認定農業者でも何も補助を受けられない人もおります。

苦勞しながら頑張っている受託者がおります。

集落での話し合いにおいて、こういった人達をどう守るのかということをお話し合うべきです。

議長 (草野会長)	今後も、農地利用最適化推進委員を中心に、農業委員も一緒になって、地域計画に反映させて行かねばならないと思います。 それでは、以上で、令和6年の農作業労働賃金標準額の協議を終了とします。 次に、その他に入ります。 まずは、事務局から何かありますか。
事務局 (鯨岡係長)	【資料4】目標地図の素案作成に向けて ⇒ 各地区の進捗状況について、上記資料により説明した。
事務局 (大内主査)	【資料5】農業者年金加入状況・受給状況（令和5年10月1日現在） ⇒ 加入状況・受給状況について、上記資料により説明した。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から何かございますか。 【意見・質問なし】 特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第31回総会を閉会いたします。

#### 4 議案・報告の内容及び審議結果

##### (1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について	不許可として可決
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決

##### (2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について

#### 5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

#### 6 本総会の閉会時刻

午後4時45分

#### 7 本総会の議事録署名人に指名された委員

17 箱崎 寿正

18 鈴木 義直